

# 「かごしまクリエイターズ・リスト」利用規約

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規約は、鹿児島県（以下「県」という。）のホームページを活用した「かごしまクリエイターズ・リスト」（以下「リスト」という。）の管理運営及び利用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 リストは、県内食品関連企業やその他中小企業等が、商品開発の場面等において、デザインの力をより活用しやすくするため、デザイン面で企業の商品開発を支援できるクリエイター（パッケージデザイナー、コピーライター、フォトグラファー等）に関する情報（以下「情報」という。）を県のホームページを通じて提供することを目的とする。

(定義)

第3条 この規約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| (1) 管理者 | リストの管理運営を行う者（「県」をいう。）    |
| (2) 利用者 | リストが提供する情報を利用する個人、団体又は機関 |
| (3) 登録者 | リストへ情報を登録した者             |

## 第2章 利用者

(利用の制限)

第4条 利用者は、リストの利用にあたって、基本的人権を侵害することのないように、鹿児島県個人情報保護条例第2条第1項に定める個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

2 利用者は、リストを通じて入手したいかなる情報も著作権法に定められた範囲を超えて使用することはできない。また、リストが提供する情報を改ざんしてはならない。

## 第3章 登録者

(リストへの情報登録)

第5条 リストへ情報の登録を行おうとする者は、別紙第1号様式により、管理者に対し次の各号に掲げる情報について登録の申請をしなければならない。

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 必須回答 | 氏名、住所（市郡）、メールアドレス、ジャンル、主たるジャンルの業務経験年数、自己PR、略歴・受賞歴等 |
| (2) 任意回答 | 所属、役職等、住所（町村、番地）、電話番号、URL                          |

2 前項の登録ができる者は、前項の申請情報を、県のホームページ上で公開することを同意できる者であって、かつ、次の各号に掲げる条件のいずれかを満たさなければ

ならない。

- (1) 県内に在住又は事業所を有し、デザインの仕事に携わっているクリエイター  
(県内事業所で従業員として雇用されている者も含む。)
  - (2) 県出身者で、現在、県外でデザインの仕事に携わっており、今後、県内でもデザインの仕事に携わりたいと考えているクリエイター
- 3 管理者は第1項のアンケート用紙への回答内容を確認し、適当と認める場合は、その内容に係る情報を県のホームページ上で公開するものとする。

(登録された情報の変更・削除)

- 第6条 登録者が、登録された情報を変更しようとする場合には、別紙第2号様式により管理者に申請しなければならない。
- 2 登録者が、登録された情報を削除しようとする場合には、別紙第3号様式により管理者に申請しなければならない。
  - 3 管理者は前項の申請の内容を確認し、適当と認める場合は、直ちに登録された情報を変更又は削除するものとする。

(禁止事項)

- 第7条 登録者は、活動にあたり、公序良俗に反する行為及び法令に違反し、又は違反するおそれのある行為を行ってはならない。
- 2 管理者は、前項に違反し、これを確認した場合には、直ちに登録した情報の一部又は全部を削除することができる。

## 第4章 管理運営

(管理運営)

- 第8条 リストの管理運営は、鹿児島県商工労働水産部経営金融課が行う。

## 第5章 雑則

(内容の不保証)

- 第9条 管理者は、リストで提供する情報の内容等について、その完全性、正確性などいかなる保証も行わない。
- 2 利用者は、リストで提供する情報について、自己の責任と判断において利用するものとする。

(免責事項等)

- 第10条 管理者は、利用者間の紛争その他利用者がリストの利用に関して生じる一切の損害についてその責を負わない。
- 2 利用者は、リストの利用により他の利用者、若しくは第三者に損害を与えた場合又は自ら損害を被った場合には、自らの責任と費用をもって解決しなければならない。

- 3 管理者は、利用者がこの規約に違反、又は故意若しくは重大な過失により、管理者に損害を与えた場合には、当該利用者に対し、損害賠償を求めることができるものとする。

(規約の変更)

- 第11条 管理者は、必要があると認めるときは、本規約を変更できるものとする。
- 2 前項の変更については、変更後の規約を県ホームページ上に掲載した時点から効力を発生するものとする。

(規約の範囲)

- 第12条 管理者がリスト上に掲載する利用上の決まりは、名目の如何にかかわらず本規約の一部を構成するものとする。
- 2 利用者は、リストが提供する情報を利用した時点で、本規約の内容を承諾したものとみなす。

(実施細則)

- 第13条 この規約に定めるもののほか、リストに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年10月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年 6月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年 3月31日から施行する。